様式第２号

仙台市（　　　　）指令第　　　　号

　　　年　　月　　日

（申請者氏名）　様

仙台市長　　　　印

情報系資格取得支援補助金交付決定通知兼額の確定通知書

年　月　日付けで申請のあった標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第６条及び情報系資格取得支援補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付決定及び額の確定をしましたのでお知らせいたします。

記

１　補助事業　　　　　情報系資格取得支援補助金

２　交付決定額　　　　金　　　　　　　　円

３　交付決定についての注意点

（１）　仙台市補助金等交付規則及び情報系資格取得支援補助金交付要綱並びに以下の注意点の内容を遵守してください。

（２）　仙台市は、情報系資格取得支援補助金交付要綱第１１条の規定により、交付決定の通知を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認められるとき、補助金を他の用途に使用したと認められるとき、または補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したと認められるときは、交付決定を取り消すとともに、申請者に通知をします。

（３）　仙台市は、情報系資格取得支援補助金交付要綱第１１条の規定により、交付決定の取消しを受けた者が、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第１８条第１項に基づく加算金を納付する必要があります。また、納期日までに返還しなかった場合、その未納付額につき仙台市補助金交付規則第１８条第２項に基づく遅延損害金を納付する必要があります。

（４）　仙台市は、情報系資格取得支援補助金交付要綱第１３条の規定により、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。報告や立入調査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、注意点（３）に定める返還請求を行う場合があります。